

在宅勤務手当の

「割増賃金の基礎となる賃金」除外項目への追加

について

2023/3/2



エキップ^o社会保険労務士法人

代表 特定社会保険労務士 濱田 京子

<https://www.k-hamada.com/>

労働基準法における割増賃金に関する定め

労基法第37条（抄）

- 使用者が、労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、**通常の労働時間又は労働日の賃金**の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 割増賃金の基礎となる賃金には、**家族手当、通勤手当**
その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

その他厚生労働省令で定める賃金は、労基法施行規則第21条で定められている

- 家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。
 - 一 別居手当
 - 二 子女教育手当
 - 三 住宅手当
 - 四 臨時に支払われた賃金
 - 五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金



通常の賃金から除外可能な「手当」を分類すると...

手当の種類	除外可能な手当としての要件
通勤手当	<u>実費相当分</u>
家族手当	<u>金額は任意</u> 但し、 扶養家族数などに応じた手当でなければならない つまり、 労働者個人の実態に応じた金額の決定が必要であり、 必ずしも「実費相当」でなくてよい
別居手当	
住宅手当	
子女教育手当	
<u>臨時の賃金</u>	1か月超の期間ごとに支払われる賃金（月額手当ではない）



在宅勤務手当の取り扱い方法 | 実費相当分とするか

- ・労働基準法では、実費相当分の算出方法に決まりはない。
- ・国税庁は在宅勤務に通常必要な費用の実費相当分を精算するのであれば、その分は課税不要と示している。
- ・給与計算で非課税処理をするために、労働者一人一人の自宅の床面積を把握することや、毎月変動する電気代を申告させて算出することは煩雑なため、非課税分の算出処理をしていない現場が多いのではないかと推察される。
- ・結果として非課税処理はせずに、通常の手当と同様に課税処理をしていることが多い。

<補足> 実費相当について基準を示している他の事例があるか？

社会保険、労働保険における現物給付の価額（価値を貨幣で表したもの）

例：借り上げ社宅、食事（まかない）

社会保険：都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額に換算して報酬に算入

[2022.pdf \(nenkin.go.jp\)](#)

- ・一定の基準を設けて都道府県ごとに金額を設定する方法であれば、上限額と設定することも可能か。



社会保険：報酬が現物の場合の価額

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	22,500	750	190	260	300		1,110
青森	21,900	730	180	260	290		1,040
岩手	21,900	730	180	260	290		1,110
宮城	21,900	730	180	260	290		1,520
秋田	21,900	730	180	260	290		1,110
山形	22,800	760	190	270	300		1,250
福島	22,500	750	190	260	300		1,200
茨城	21,900	730	180	260	290		1,340
栃木	21,900	730	180	260	290		1,320
群馬	21,600	720	180	250	290		1,280
埼玉	22,200	740	190	260	290		1,810
千葉	22,500	750	190	260	300		1,760
東京	23,100	770	190	270	310		2,830
神奈川	22,800	760	190	270	300		2,150
新潟	22,200	740	190	260	290		1,360
富山	22,500	750	190	260	300		1,290
石川	23,100	770	190	270	310		1,340
福井	23,700	790	200	280	310		1,220
山梨	22,200	740	190	260	290		1,260
長野	21,300	710	180	250	280		1,250
岐阜	22,200	740	190	260	290		1,230
静岡	22,200	740	190	260	290		1,460
愛知	21,900	730	180	260	290		1,560
三重	22,500	750	190	260	300		1,260
滋賀	21,900	730	180	260	290		1,410
京都	22,500	750	190	260	300		1,810
大阪	22,200	740	190	260	290		1,780
兵庫	22,200	740	190	260	290		1,580
奈良	21,600	720	180	250	290		1,310
和歌山	22,500	750	190	260	300		1,170
鳥取	22,800	760	190	270	300		1,190
島根	22,800	760	190	270	300		1,150
岡山	22,500	750	190	260	300		1,360
広島	22,500	750	190	260	300		1,410
山口	22,800	760	190	270	300		1,140
徳島	22,800	760	190	270	300		1,160
香川	22,500	750	190	260	300		1,210
愛媛	22,500	750	190	260	300		1,130
高知	22,500	750	190	260	300		1,130
福岡	21,600	720	180	250	290		1,430
佐賀	21,900	730	180	260	290		1,170
長崎	22,200	740	190	260	290		1,150
熊本	22,500	750	190	260	300		1,150
大分	22,200	740	190	260	290		1,170
宮崎	21,600	720	180	250	290		1,080
鹿児島	22,500	750	190	260	300		1,110
沖縄	23,100	770	190	270	310		1,290

時価
自社製品
通勤定期券
など



在宅勤務手当の取り扱い方法 | 金額は任意とするか

- ・働く人の環境として「在宅勤務」という事実が合致していれば、実費相当でなければならないと考えずに、会社が任意に金額を決めることができるとしてもよいのではないか。
- ・少なくとも家族手当については、扶養家族にかかる実費相当分から算出することはしていない。
- ・住宅手当については、住宅に要する費用に応じて算定される手当でなければならないが、実際に会社が支払う手当の金額についての具体的な定めはなく、金額自体は自由に設定可能となっている。
- ・在宅勤務手当についても、同様の考え方を当てはめると事業場内の施設を利用せずに、自ら働く場所という資源を準備して労務提供をする労働者に対して一定の補填をする手当という位置づけとして、手当の金額は自由設定という考え方もできるのではないか。
- ・労基法施行規則で限定列挙されている手当も、働き方の変化とともに見直すことも考えてもいいのではないか。

<質問>

- ・平成11年10月1日から住宅手当も除外されることになったが、当時改正された経緯は何だったのだろうか？

